（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十四条　児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉法施行令第一条の二を削る改正規定中「第一条の二」を「第一条の三」に改め、同令第四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条の五第十五号中「（平成十二年法律第八十二号）」を削り、同条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」を「認定こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九　子ども・子育て支援法

第一条のうち児童福祉法施行令第二十四条第三号の改正規定中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同令第二十五条の七第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の七第一項第二号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中第二十五条の七第一項第八号の次に二号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の七第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の七第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の八の改正規定を削り、同令第二十五条の十二第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十二第一項第四号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の十二第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十一第一項第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十一第二項第二号中「（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）」を削る。

第一条中児童福祉法施行令第二十七条の十八の改正規定を次のように改める。

第二十七条の十八第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第一条のうち、児童福祉法施行令第三十五条の改正規定中「第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）」を「第二十二条の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同令第三十五条の次に四条を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分中「第二十五条の八各号」を「第二十二条の六各号」に改め、同改正規定のうち第三十五条の五に係る部分中「第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号」を「第二十二条の五第八号、第十七号及び第十九号」に改め、同令第三十六条の次に二条を加える改正規定のうち第三十六条の二に係る部分中「第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）」を「第二十二条の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで」に改め、同改正規定のうち第三十六条の三に係る部分中「第二十五条の八各号」を「第二十二条の六各号」に改め、同令第四十二条の改正規定中「第四十二条第三号」を「第四十二条第四号」に、「同条第三号の二」を「同条第五号」に改める。

附則第二条第二項中「第二十五条の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号」を「第二十五条の七第一項第二号（同令第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）」に、「第二項第八号（同条第一項第九号、第十号又は第十二号」を「第二項第二号（同令第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五条の十二第一項第四号」に、「第二十五条の七第一項第九号、第十号又は第十二号」を「第二十二条の五第十四号、第十五号又は第十七号」に、「第二十五条の七第一項第十二号」を「第二十二条の五第十五号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号、第七条第一項第二号、第十一条第一項第四号、第十二条、第十四条第一項及び第二項第二号、第二十三条第八号、第二十五条第三項、第三十一条並びに附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定特定医療に係る負担上限月額）

第一条　難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第一号の政令で定める額（次項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給認定（法第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）を受けた指定難病（法第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の患者又はその保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者をいう。以下この条及び第三条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号から第七号までに掲げる者以外の者　三万円

二　次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　二万円

イ　支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「支給認定基準世帯員」という。）についての指定特定医療（法第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この項において同じ。）のあった月の属する年度（指定特定医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万千円未満である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者

ロ　支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定に係る指定難病に係る特定医療（法第五条第一項に規定する特定医療をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額難病治療継続者」という。）である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者